

令和8年8月千葉豪雨被害による災害廃棄物について

8月13日から14日にかけて千葉県に大きな被害を与えた豪雨により家屋に被害を受けた方々の廃棄物（畳、家具、電化製品など）の処分について以下のとおり受け入れ致しますので、対象となる方につきましては、手続等を確認の上対応していただけますようお願いいたします。

○対象物件（物品）

- ・居住している家屋であること
（店舗等と共有している場合は、居住部分が1/2以上であるもの）
- ・個人の所有する事業等に利用しない建物（貸別荘等は不可）
- ・当該災害により家財等に被害を受けたもの
- ・当該物件を対象とした「罹災証明書」や「被災証明書」の発行を受けている、若しくは現在申請している方

○対象廃棄物

- ・今回の災害による被災を受けた廃棄物
（可燃・木くず・金属類・家電・畳・粗大ごみ等）
- ※被災とは無関係の廃棄物は受け入れられません
※各廃棄物は、受け入れ可能なよう可能な限り前処理を行ってください
（木材は長さ1.2m以下、直径12cm以下に裁断する など）

○対象外

- ・本件被害にあたるものであっても、事業系ごみに該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする

○処理の流れ

【罹災証明書】（税務課）

- ・町へ罹災証明書発行申請
- ・現地確認
- ・罹災証明書発行

【被災証明書】（総務課）

- ・町へ被災証明書発行申請
- ・被災証明書発行

【以下廃棄物廃棄】（まちづくり課）

- ・災害廃棄物搬入（作田1754番地（裏面参照））
 - 仮置場へ持ち込む
（混雑が予想されます、列に並び順番をお待ちください）
 - 受付で罹災証明（被災証明）及び身分証明を提示し入場
 - 敷地内は一方通行で
 - 廃棄物は指定の場所へ種別ごとに廃棄
 - 敷地から退出

※各証明書の申請中の方におかれましては、仮置場受付時において申請状況の確認をさせていただきますのでご了承ください